- 1 安倍内閣は、本年2月3日、法曹志願者の激減という状況及び司法修習の重要性に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るためとして、司法修習生に対する生活支援のため修習給付金を支給すること等を盛り込んだ裁判所法の一部改正案を閣議決定した。報道によれば、修習給付金は、基本給付金として13万5000円、住居費負担のある者に住居給付金として最大3万5000円、そして引越し補助の趣旨の移転給付金からなるとされている。併せて、生活資金が不足する修習生に対しては現行の貸与制を引き継いだ修習専念貸与金制度を設け、修習給付金との併用をすることとなっている。
- 2 もともと司法修習生に対しては、戦後、裁判所職員に準ずる扱いを受けて給費制が採用されていた。その目的は、国民の基本的人権の擁護を担う法曹を国の責任において育てることから、司法修習生の生活環境も国の責任において保障するということにある。そして、司法修習生は給費制の下で生活環境を保障されていることから、修習に専念する義務を課され、また、修習に専念できるのである。さらに、給費が国民の税金によって賄われることから、法曹となる者に国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感を醸成する側面も有していた。

ところが、誤った受益者負担主義の発想から2011年11月採用の新第65期司法修習生から給費制が廃止され、貸与制に切り替えられた。

給費制の廃止に伴い、経済的理由で法曹になることを諦める者が増えるなど法曹志願者の減少に拍車がかかり、また、司法修習生からも書籍の購入や課外活動の参加を控えるなど充実した司法修習が困難であるとの声があがるようになった。司法修習を終えて弁護士登録した者の中でも、将来の貸与金の返済に不安を感じ、公益活動を控える者も見られるようになった。

こうした事態をふまえ、日本弁護士連合会、ビギナーズ・ネットおよび司法 修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会などが要請を繰り返した 結果、昨年1月の時点で衆参両院の過半数を超える国会議員が司法修習生に対 する経済的支援に賛同するに至った。今回の閣議決定は、関係各層の粘り強い 努力と、これを受け止めた国会議員が衆参両院で過半数を超えたことによるも のと言える。

- 3 今回の閣議決定は給費制の廃止という誤りを是正する点において一定程度評価することのできるものであるが、報道されている修習給付金の額は給費制廃止以前の給費の額に及ばないものであり、経済的支援として十分と言えるものではない。また、給費制の下でおこなわれていた共済への加入資格はないままなど福利厚生の側面からは全く不十分なものと言える。日本弁護士連合会による給費制廃止下の司法修習生の生活実態アンケートによれば、住居費の負担のある司法修習生の平均の生活費は月額20万円を超えており、新制度の下でさえも多くの修習生が貸与の申請をして借金を背負わざるをえない状況が続くと見込まれる。したがって、給費制の完全復活が目標とされるべきであり、新しい経済的支援制度の枠組みによるとしても給付基準の引き上げや福利厚生面の整備が検討されるべきである。
- 4 また、閣議決定された裁判所法の一部改正案では、法改正前に貸与制のもとで修習を終えた新第65期から第69期の法曹及び第70期司法修習生に対する遡及適用はないものとされている。現在、給費制の復活を求めて全国7地裁で8件の給費制廃止違憲訴訟が提起されているところである。貸与制のもとで修習を修了した者に対する遡及適用がなければ不公平な事態がそのまま放置されることになるため、政府はこの点の解決も図るべきである。
- 5 自由法曹団は、残された課題を解決するため引き続き関係各層と連帯して 取り組むことを表明する。

2017年3月28日 自由法曹団